

第 1 回検討委員会の主な意見とその対応

番号	意見要旨	対 応
1	<p>国は事業者からの報告内容を公表しているが、県の地球温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）の公表はどうなっているのか。</p>	<p>公表内容は、資料 3 の p16 のとおりです。</p>
2	<p>県は助言を行っているとのことだが、助言の効果が大きいのであれば、拡充すれば良い。</p>	<p>本県では、年約 40 件、2019 年度からこれまでに約 150 件の助言を実施し、ノウハウの蓄積に努めてきました。</p> <p>対応できる職員にも限りがあることから件数の増加は難しい面もありますが、より効果的な助言ができるよう、今後とも助言内容の研鑽に努めます。</p> <p>なお、助言の内容は、他の事業者にも参考としていただけるよう、事業者が特定されないよう加工したうえで、Web ページで公表しています。</p>
3	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の報告では、優良事業者に対する簡素化の優遇措置がある。</p> <p>県の計画書制度でも、事業者に対する何らかのインセンティブが必要である。</p>	<p>省エネ法では、優良事業者について、HP で公表されるとともに、通常毎年提出が必要な中長期計画書の提出頻度が軽減されています。</p> <p>本県の計画書制度では、計画書を 3 年に 1 回提出することになっており、省エネ法と比べ負担の軽減が図られています。</p> <p>また、優良事業者は、省エネ法と同様、HP で公表しています。</p> <p>さらに、計画書を提出済みの事業者は、環境負荷低減設備を導入する中小企業者を対象としたパワーアップ資金（カーボンニュートラル）の融資において、利率の引下げを受けることができます。</p>

番号	意見要旨	対 応
4	<p>中小企業等に計画書制度を活用してもらえような考え方を取り入れることが重要である。</p> <p>例えば、評価が良ければ、サプライチェーンの中でも、そのことを強くアピールすることができると思うし、より健全な産業形態へのシフトにつながることを期待できる。</p> <p>中小企業等が確実にアピールできる制度とした方が良い。</p>	<p>評価のあり方は、資料4のとおりです。</p> <p>なお、本県では、愛知県地球温暖化対策推進条例の対象とならない中小企業等についても、「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、計画書を作成・提出することにより、県の評価・助言を受けることができます。</p>
5	<p>計画書制度の見直しの検討に当たっては、事業者への分かりやすさを重視していただきたい。</p> <p>例えば、排出係数等の変更や届出フォーマットの切り替え等において、事業者が混乱しないよう丁寧に説明していただきたい。</p>	<p>説明会の開催や県 Web ページを通じた周知など、事業者の皆様に丁寧に説明します。</p>
6	<p>最終的なゴールである 2050 年に対して、2030 年度は中間年になると思うが、目標達成に向け、必要があれば計画書制度を見直すなど、柔軟に運用できると良い。</p>	<p>国内外の脱炭素を巡る状況を注視するとともに、今後の計画書制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを検討します。</p>
7	<p>省エネセンターが取りまとめた環境省の「工場・事業場の脱炭素化実践ガイドライン」（以下「実践ガイドライン」という。）では、具体的な取組方法が掲載されている。</p> <p>現在の「地球温暖化対策計画書制度ガイドブック」（以下「制度ガイドブック」という。）では最新事例が抜けているため、参考となる事例を載せてはどうか。</p>	<p>実践ガイドライン等も参考に、事業者の参考となるよう最新事例を制度ガイドブックに反映します。</p>

番号	意見要旨	対 応
8	<p>地中熱には、地下水と地中・土壌の両方がある。 このうち、地下水の活用をもっと積極的に進めた方が 良い。</p>	<p>本県では、昨年度から再生可能エネルギー設備（発電及び熱（地下水熱を含む）利用）を導入する事業者向けの補助制度を設けています。 こうした補助制度の周知に合わせ、再生可能エネルギー設備の重要性・必要性についても事業者の皆様への理解を促進します。</p>
9	<p>今後、再生可能エネルギー熱の定義の見直しがあるかもしれない。 定義が変わるかもしれないことを念頭に、計画書制度を設計していただきたい。</p>	<p>計画書制度では、省エネ法や地球温暖化対策の推進に関する法律の規定を引用していますので、国の動向を注視します。</p>